

第17回 議会のあり方調査特別委員会 会議日程

日時 平成27年9月1日（火）

午後1時30分

場所 第1委員会室

調査事項

- 1 これまでの検討結果について

- 2 今後の検討事項について

- 3 その他
 - (1) その他

 - (2) 次回委員会開催日について

【第17回参考資料】

1 第2回中間報告以降の検討結果

(1) 委員会の開催状況

開催回	開催日	主な検討内容
第11回	平成26年9月29日	○これまでの調査結果の総括 ○今後の調査スケジュール
第12回	平成26年10月9日	○市民モニター ○災害時における議会の対応
第13回	平成26年10月24日	○委員会中継 ○市民モニター
第14回	平成26年11月7日	○委員会中継 ○市民モニター
第15回	平成26年11月19日	○委員会中継 ○市民モニター
第16回	平成26年12月18日	○委員会中継 ○市民モニター

2 委員会での検討結果

① 委員会中継

平成27年度からユーストリームを利用して実施する。

※ 平成27年9月議会から実施

② 市民モニター

実施要綱をもとに検討した。

○ 第1条（設置）

要綱案どおり

○ 第2条（定義）

要綱案どおり（非公開の会議については実施後検討）

○ 第3条（職務）

要綱案どおり

○ 第4条（定員及び任期）・第6条（募集方法）

・任期1年、公募委員は10人とする。

・推薦委員は、資料に記載されている団体の人数を検討しながら、最終的な人数を決定する。

当面、15団体とし、各団体から2名ずつ推薦してもらう。



今後検討

○ 第5条（要件）

要綱案どおり

○ 第7条（選考）

企画広聴部会が行うという意見と議会運営委員会が行うという意見があった。



今後検討

○ 第8条（委嘱及び解嘱）

要綱案どおり

○ 第9条（提出された意見、提言）

意見の割振りは、議運で受けて各委員会に振り分ける。

○ 第10条（謝礼）

他市の状況を調査し、協議することとした。



今後検討

③ 災害時における議会の対応

他市の例を参考に議論した。



今後検討

○枚方市議会における災害発生時対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、枚方市において地震等の災害が発生したときに、枚方市議会が枚方市災害対策本部(以下「対策本部」という。)と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(災害の定義)

第2条 前条でいう「災害」とは、対策本部の設置に該当する災害をいう。

(連絡会議の設置)

第3条 枚方市議会議長(以下「議長」という。)は、地震等の災害により対策本部が設置された場合において、これに協力するため必要と認めるときは、枚方市議会内に枚方市議会災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置することができる。ただし、議長に事故があるときは、副議長がこれを設置することができる。

- 2 連絡会議は、枚方市庁舎内「枚方市議会事務局」に設置する。ただし、市庁舎が使用できないときは、対策本部と協議し、議長が別に定める。
- 3 議長または副議長は、各派代表者及び対策本部に対し、連絡会議の設置を報告する。

(連絡会議の構成)

第4条 連絡会議は、議長、副議長、各派代表者をもって構成する。

- 2 議長は、連絡会議を代表し、その事務を総括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 各会派代表者は、議長の命を受け連絡会議の事務に従事する。

(連絡会議の任務)

第5条 連絡会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否の確認を行うこと。
- (2) 対策本部から災害情報を収集し、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 各議員からの災害情報を収集・整理し、対策本部に提供すること。
- (4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第6条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を連絡会議に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 連絡会議より情報の提供を受けること。

(3) 各地域における被災及び避難所等の状況について、必要に応じて連絡会議へ報告すること。

(4) 各地域において、被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(市議会事務局の対応)

第7条 市議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務局長は、対策本部の会議等において得た情報を、連絡会議へ提供する。

(2) 事務局職員は、連絡会議の業務に従事する。

(参集及び活動時の服装)

第8条 各議員は、連絡会議への参集または地域での活動時において、原則として安全帽（ヘルメット）または帽子、「枚方市議会」と明記された服装等を着用し参集する。

(記録)

第9条 連絡会議は、可能な限り記録を作成する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

市民モニター比較表

	四日市	北海道栗山町	大分県佐伯市	埼玉県戸田市	静岡県富士市	北名古屋市
定数	50人程度	10人以内	一般20人 団体30人以内	15人	一般5人 団体4人	若干名
対象	18歳以上	18歳以上	20歳以上	18歳以上		18歳以上
	市民と大学生	町民	1年以上在住	市内在住・在勤・在学		市内在住・在勤・在学
募集方法	団体推薦	団体推薦	団体代表	公募	団体推薦	公募
	公募	公募	公募		公募	
任期	1年	2年	2年	1年	2年	1年
報酬	無報酬 交通費・記念品	無報酬 交通費	予算の範囲内	無報酬 図書カード		